

平成 28 年 2 月 26 日
国 土 交 通 省
都 市 局
まちづくり推進課

(株) ホテルオークラの民間都市再生事業計画を認定

国土交通省は平成 28 年 2 月 26 日、都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 2 月 5 日付けで株式会社ホテルオークラから申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

本事業計画は、国際競争力の強化に資するホテルの機能更新と共に、虎ノ門エリアの拠点性を強化する業務機能の整備、緑の拠点となる広場空間の形成、災害時の一時滞在施設の整備などを実現することにより、東京の都市再生に貢献することを目的とするものです。なお、事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・ 事業者 株式会社ホテルオークラ
- ・ 事業の名称 (仮称) 虎ノ門 2-10 計画
- ・ 事業施行期間 平成 28 年 6 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日
- ・ 事業区域 東京都港区虎ノ門二丁目 103 番 1 他

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（金融支援等）、税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：近藤、福田

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 28 年 2 月 26 日
2. 申請事業者の名称 株式会社ホテルオークラ
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 虎ノ門 2-10 計画

4. 都市再生事業の目的

本計画地では、多様な機能を持つ市街地の形成や豊富な緑に恵まれた都市空間に安全な避難や帰宅、復旧を可能にする環境の整備も必要とされている。

本事業は国際競争力の強化に資するホテルの機能更新と共に、虎ノ門エリアの拠点性を強化する業務機能の整備、緑の拠点となる広場空間の形成、災害時の一時滞在施設の整備などを実現することにより、東京の都市再生に貢献することを目的とする。

5. 事業施行期間 平成 28 年 6 月 1 日
～ 平成 31 年 6 月 30 日

6. 事業区域

- (1) 位置 東京都港区虎ノ門二丁目 103 番 1 他
- (2) 面積 29,931.28 m²



7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
1	地上 38 階 地下 4 階 塔屋 2 階	13,262.54 m ²	180,096.52 m ² (145,858.26 m ²)	20,442.44 m ²	880.99%	64.88%
合計		13,262.54 m ²	180,096.52 m ² (145,858.26 m ²)	20,442.44 m ²		

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- ・ 設備 空調設備、給排水設備、給湯設備、中水設備、電気設備・発電機設備、高圧受変電設備、ガス設備、換気設備、消火設備、排煙設備、防災設備、昇降機設備、機械駐車設備
- ・ 用途 ホテル、事務所、飲食店舗、自動車車庫

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 道路 (区道) 6,012.11 m² ・ 道路 (民地内) 1,483.88 m² ・ 公園 2,500.02 m²

8. 事業経緯

平成 28 年 6 月 1 日 工事開始

平成 31 年 6 月 30 日 工事完了

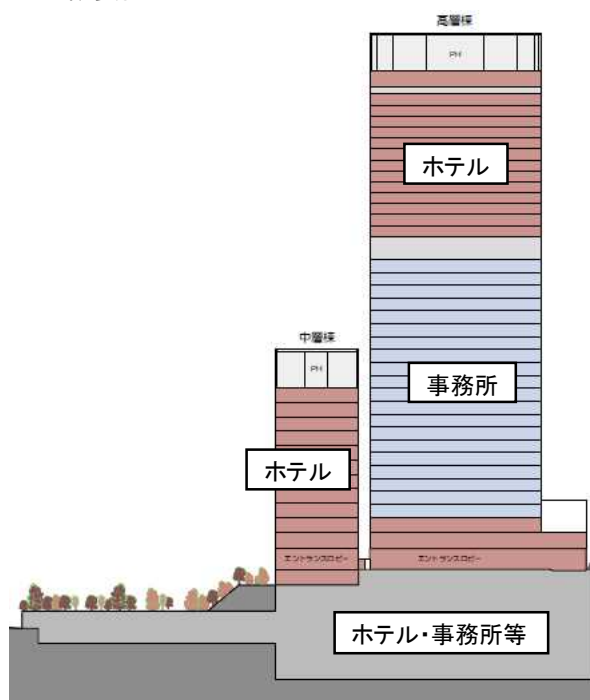
■ 事業スケジュール

平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計、建築確認等																							
								着工															
								建物建築工事															
								竣工															

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

